

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）第 5 条第 1 項の規定に準じて、阿波吉野川警察署庁舎等整備事業に関する実施方針を定めたので、同条第 3 項の規定に準じて公表する。

令和 8 年 4 月 1 日

徳島県知事 後藤田 正純

阿波吉野川警察署庁舎等整備事業
実施方針

徳島県

令和8年4月1日

《目 次》

第1 事業内容に関する事項	1
第2 事業者の募集及び選定に関する事項	4
1. 事業者選定の方法	4
2. 事業者の募集及び選定の手順	4
第3 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	12
1. 予測される責任及びリスクの分類と官民間での分担	12
2. 提供されるサービス水準	12
3. 事業者の責任の履行に関する事項	12
4. 県による事業の実施状況の監視	12
第4 本施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項	14
1. 立地に関する事項	14
2. 施設計画の考え方	15
第5 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項	16
1. 事業者の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合	16
2. 県の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合	16
3. いずれの契約当事者の責めにも帰すことのできない事由により本事業の継続が困難となった場合	16
4. その他	16
第6 その他事業の実施に関し必要な事項	17
1. 議会の議決	17
2. 使用言語及び通貨	17
3. 情報提供	17
4. 応募に伴う費用負担	17
5. 問合せ先	17
別紙 リスク分担案	18

第1 事業内容に関する事項

(1) 事業名称

阿波吉野川警察署庁舎等整備事業（以下、「本事業」という。）

(2) 事業に供される公共施設の種類

警察施設

(3) 事業の対象となる公共施設等の名称

阿波吉野川警察署

阿波吉野川警察署庁舎（以下、「新庁舎」という。）、職員公舎棟（以下、「新職員公舎」という。）、車庫棟（以下、「新車庫」という。）及びこれら施設の外構等を「本施設」という。本事業の整備対象施設は、本施設とし、本施設の敷地を「事業対象地」という。

また、本事業における解体対象施設は、旧阿波吉野川警察署（以下、「旧庁舎」という。）、職員公舎岡山、職員公舎川島町2及びこれら施設の外構等とし、「解体対象施設」という。

表1 本事業の対象施設

本施設	新庁舎、新職員公舎、新車庫
	外構等
解体対象施設	旧庁舎、職員公舎岡山、職員公舎川島町2
	外構等

(4) 公共施設等の管理者の名称

徳島県知事 後藤田 正純

(5) 本事業の目的

阿波吉野川警察署庁舎は、県央部における治安・防災対策の中核拠点となるものであるが、旧吉野川警察署庁舎を本庁舎として運用しており、建築から60年が経過するとともに、署員数の増強により、老朽化・狭隘化が著しい状況となっている。このような状況を踏まえ、早急な建替えが必要である。

また、本事業においては、設計・施工一括発注方式（DB方式）を活用して、効率的かつ効果的に本施設の設計及び建設を行い、県の事務手続きの負担軽減等、警察活動の一層の向上に資することを目的とする。

(6) 事業内容

本事業を実施する民間事業者（以下、「事業者」という。）は、以下の業務を行う。

対象施設ごとの業務範囲、県と事業者の役割分担の詳細及び各項目の具体的な内容については別添の「阿波吉野川警察署庁舎等整備事業 要求水準書（案）」（以下、「要求水準書（案）」という。）に示すとおりである。

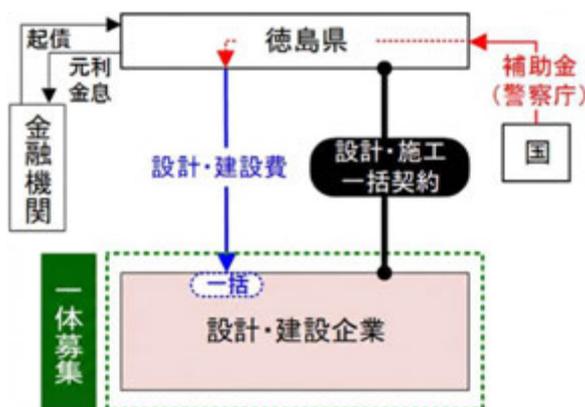
ア 施設整備業務

- a. 設計業務
- b. 建設業務
- c. 工事監理業務

イ 解体業務

(7) 事業方式

本事業は、県と契約を締結した事業者が、県と本事業に係る設計・施工一括契約を締結し、本施設の設計及び建設を行った後、県に施設を引き渡す設計・施工一括発注方式（DB方式）により実施する。



(8) 事業期間

本事業の事業期間は、設計・施工一括契約締結日から令和13年9月30日までとする。

① 施設整備業務

設計・建設期間は、契約締結日から令和12年9月13日までとする。

ただし、本施設の建設は、別途県で実施する旧農業研究所鴨島分場の解体工事完了後（令和10年10月1日以降）に実施する。

同解体工事完了までには、4ヶ月程度の事後調査期間を含んでいることから、同調査が不要となった場合、令和10年6月1日からの着工も可能となるため、詳細な着工時期等については、県との協議による。なお、事後調査を実施する場合でも、振動・騒音を伴わない（事後調査に影響を与えない）現地立ち入り等は可能とする。

② 解体業務

解体対象施設の解体業務期間は、令和13年9月30日までとする。

(9) 事業者の収入

県は、事業者が実施する業務の対価として、それぞれの業務費を支払う。

県は、各業務に係る対価については、各業務の実施年度に合わせて、支払う予定である。具体的な支払い方法等については、入札公告時に提示する。

(10) 本事業の契約に関する手順

県は、本事業を実施するため、事業者との間で仮契約を締結し、県議会の議決をもって、設計・施工一括契約を締結する。事業者は、当該設計・施工一括契約に基づいて本事業を実施する。

設計・施工一括契約書（案）の詳細は、入札公告時に示す。

(11) 法令等の遵守

事業者は、本事業を実施するにあたり必要とされる関係法令（法律、政令、省令等）及び条例等（条例、規則等）を遵守すること。

主な関係法令等については別添の「要求水準書（案）」に示すとおりである。

第2 事業者の募集及び選定に関する事項

1. 事業者選定の方法

本事業は、事業者に効率的・効果的に質の高い施設整備を求めるものであり、事業者の幅広い能力・ノウハウを総合的に評価して選定することが必要である。そのため、事業者の選定に当たっては、業務費をはじめ、設計能力、建設能力、工事監理能力等を総合的に評価することとする。

また、事業者の募集及び選定の方法は、競争力の担保及び透明性の確保に配慮した上で、「総合評価一般競争入札」を採用することとする。

なお、本事業は、WTO 政府調達協定の対象であり、入札手続きは、「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令」（平成7年政令第372号）に基づいて実施する。

2. 事業者の募集及び選定の手順

(1) 事業者の募集・選定スケジュール（予定）

選定に当たっての手順及びスケジュールは、以下のとおりとする。

事業者の募集及び選定に関する一連の手続きにおいて、入札参加者がいない、またはいずれの入札参加者も本事業の目的の達成が見込めない等の理由により、県が本事業を実施することが適当でないと判断した場合には、県は落札者を決定せず、入札手続きの執行を中止する場合がある。

表 2 選定の手順及びスケジュール

	日程（予定）	内容
令和8年	4月1日（水）	実施方針・要求水準書（案）の公表
	4月20日（月）	現地説明会
	4月24日（金）、 27日（月）、28日（火）	直接対話
	5月14日（木）	質問受付締切（実施方針・要求水準書（案）について）
	6月3日（水）	質問回答の公表（実施方針・要求水準書（案）について）
	7月上旬	入札公告
	7月中旬	現地説明会
	7月下旬	直接対話
	7月下旬	質問受付締切（入札説明書等について）
	8月下旬	質問回答の公表（入札説明書等について）
	8月下旬	参加表明書及び参加資格確認書類の受付締切
	9月上旬	参加資格確認結果の通知
	10月下旬	入札書類等受付締切、入札・開札
	12月下旬	落札者決定
令和9年	1月中旬	設計・施工一括仮契約締結
	3月	設計・施工一括契約締結

(2) 応募手続き等

① 現地説明会

本事業の趣旨や本施設等の現状について、事業者の理解促進を図るため、入札公告に先立ち、現地説明会を実施する。なお、参加は任意とする。

日時	令和8年4月20日(月) 13時15分～17時00分(予定)
場所	阿波吉野川警察署、職員公舎岡山、職員公舎川島町2、事業対象地 ※詳細は参加申込企業に対して県より個別に連絡する。
申込期限	令和8年4月13日(月) 17時まで
申込方法	別添資料1「阿波吉野川警察署庁舎等整備事業・現地説明会 参加申込書」に記入し、上記の申込期限までに「第6 5. 問合せ先」に示すE-mail宛に送付する。 送付する際の件名は、「阿波吉野川警察署庁舎等整備事業・現地説明会参加申込 ●●」(●●は提出企業名)とする。
参加人数	1社2人以内とする。
留意事項	当日は公表資料(実施方針、要求水準書(案))の配布を行わないため、応募者において持参すること。 駐車台数に制約があるため、申込みの状況によっては1社あたりの台数を制限することもある。

② 直接対話の実施

本事業及び募集の趣旨について、事業者の理解促進を図るため、入札説明書等の公表に先立ち、県と事業者との直接対話を実施する。

日時	令和8年4月24日(金) 9時30分～17時30分 令和8年4月27日(月) 9時30分～17時30分 令和8年4月28日(火) 9時30分～17時30分 実施方針等に関する直接対話への参加申込者に対して、別途、県から開催案内(開催時間、対話時の県からの質問事項及び県への事前質問の受付等)を通知する。 ※1社あたり、1時間程度を予定
場所	徳島県警察本部 〒770-0941 徳島県徳島市万代町2丁目5-1
申込期限	令和8年4月14日(火) 17時まで
申込方法	別添資料2「阿波吉野川警察署庁舎等整備事業・実施方針等に関する直接対話参加申込書」に記入し、上記の申込期限までに「第6 5. 問合せ先」に示すE-mail宛に送付する。 送付する際の件名は、「阿波吉野川警察署庁舎等整備事業・実施方針等に関する直接対話参加申込 ●●」(●●は提出企業名)とする。
参加人数	1社4人以内とする。 ※実施方針及び要求水準書(案)の共通理解を図り、各社の意見等を個別に把握するため、1社ごとの対話を実施する。
対話内容	原則、非公表とする。 ※対話結果は県の判断により、入札説明書に反映する。
留意事項	当日は公表資料(実施方針、要求水準書(案))の配布を行わないため、応募者において持参すること。

③ 実施方針等に関する質問・意見及び回答

実施方針及び要求水準書（案）に関する質問・意見を以下のとおり受け付ける。

受付締切	令和8年5月14日（木）17時まで
提出方法	別添資料3「阿波吉野川警察署庁舎等整備事業・実施方針等に関する質問及び意見」に記入し、上記の期間で「第6 5. 問合せ先」に示すE-mail宛に送付する。 送付する際の件名は、「阿波吉野川警察署庁舎等整備事業・実施方針等に関する意見及び質問 ●●」（●●は提出企業名）とする。 ※ファイル形式は、Excel ファイルのまま送付すること。
回答公表日時	令和8年6月3日（水）（予定）
公表方法	提出されたすべての質問については、原則として、県警ホームページを通じて公表する。なお、意見についての回答は行わない。

④ 本事業の業務内容に係る資料の交付・貸与

本事業の業務内容に係る資料（要求水準書（案）の添付資料等）の交付・貸与方法は、以下のとおりとする。

なお、交付・貸与可能な資料については、「要求水準書（案）」を参照のこと。

交付・貸与日時	令和8年4月1日（水）～令和8年6月12日（金） 9時～12時、13時～17時 ※土日、祝日は除く
交付・貸与方法	資料の交付にあたっては、本事業の検討以外の目的での使用を禁ずるため、「誓約書」の提出を必須とする。なお、誓約書は自署とする。 資料の電子データ（CD-R）の交付方法は、「警察本部会計課での対面受取」又は「郵送受取」とし、希望する受取方法に応じて以下のとおり手続きを行うこと。受領した事業者は、誓約書に示す期限までに電子データ（CD-R）を返却すること。 <共通> 「第6 5. 問合せ先」に電子メールにて資料の交付・貸与の希望を申し出る。なお、メールの件名は「阿波吉野川警察署庁舎等整備事業・資料の交付等希望 ●●」（●●は企業名）とする。メール本文には、資料の交付・貸与希望者（窓口担当者1名）の所属・役職、氏名、電話番号、メールアドレスを記載の上、対面受取、郵送受取のどちらを希望するか記載する。 なお、既存施設の図面一式は一部の図面を除き電子データ（CD-R）に格納せず、原本の貸与のみとする。 事務局は、受取方法の希望及び貸与希望の有無に応じ、「誓約書（対面用）」、「誓約書（送付依頼用）」並びに「既存施設図面一式にかかる借用書」をメールにて希望者に返信する。 また、事務局は、対面受取を希望する者には、受取可能日時を、既存施設の図面一式の貸与を希望する者には貸与の可能日時を、合わせて連絡する。 交付資料（電子データ（CD-R））・貸与資料（既存施設の図面）の返却を郵送で行う場合は、特定記録郵便等送達状況を確認できる方法により行う。 <警察本部会計課での対面受取を希望する場合> 事務局から指示された受取可能日時について来庁日時を事前に連絡の上、作成した「誓約書（対面用）」を「第6 5. 問合せ先」窓口に提出し、電子データ（CD-R）を

	<p>受け取ること。受領した電子データ（CD-R）は受領日から5営業日後に返却すること。</p> <p><郵送による資料提供を希望する場合></p> <p>「第6 5. 問合せ先」宛てに「誓約書（送付依頼用）」を郵送等により提出する。郵送の際、返送用として特定記録郵便等の送達状況の確認が可能な封筒（レターパック等）を同封すること。県にて「誓約書（送付依頼用）」の受領を確認後、電子データ（CD-R）を返送用封筒にて郵送する。受領した電子データ（CD-R）は受領日から5営業日後に返却すること。</p> <p><既存施設の図面一式原本の貸与について></p> <p>県は、既存施設の図面一式の原本について、貸出しの希望があった場合、以下のとおり対応する。なお、貸与可能日時は、「誓約書（対面用）」又は「誓約書（送付依頼用）」が受理された日時以降で設定し、貸与可能期間は原則、5営業日とする。</p> <p>事務局から返信したメールに記載の貸与可能日時を事前に電話等で確認の上、「既存施設図面一式にかかる借用書」を「第6 5. 問合せ先」窓口へ提出し、図面一式を受け取る。</p>
--	---

(3) 応募者等の備えるべき参加資格要件

本事業への応募者は、複数の企業等で構成されるグループとして拡大共同企業体を組成し、応募手続きを代表して行い、設計業務、建設業務、工事監理業務、解体業務を一体的に実施するために構成企業のとりまとめを行う企業（以下、「総括企業」という。）を定めるものとする。総括企業は、当該共同企業体への出資比率が最大の者とする。

① 応募者等の構成等

応募者等の構成等は次のとおりとする。

ア 用語の定義

拡大共同企業体	複数の企業で構成される本事業へ応募する乙型共同企業体
総括企業	応募者のうち、拡大共同企業体への出資比率が最大で、応募手続きを代表して行い、構成企業のとりまとめを行う企業
構成企業	応募者のうち、総括企業以外の拡大共同企業体を構成する企業
設計企業	応募者のうち、設計業務を行う企業
建設企業	応募者のうち、建設業務を行う企業
工事監理企業	応募者のうち、工事監理業務を行う企業
解体企業	応募者には含めず、建設企業からの下請けにより解体業務を行う企業
個別共同企業体	応募者のうち、建設業務を担う甲型共同企業体

イ 応募者が組成する拡大共同企業体は分担施工方式（乙型共同企業体）を基本とするが、建設業務については共同施工方式（甲型共同企業体）を組成することも可とし、甲型・乙型共同企業体の併用とすることができるものとする。

ウ 拡大共同企業体は、「拡大共同企業体協定書」に、個別共同企業体は「個別共同企業体協定書」に基づく協定をそれぞれ締結するものとする。

エ 建設業務について個別共同企業体を結成する場合は、その構成員数は2者又は3者により構成されるものとする。

オ 解体企業は、応募者に含めず、建設企業の下請け企業として参加するものとする。ただし、解体企業は、第2 2(3)②ア及びオに示す要件を満たすものとする。

カ 複数の要件を満たす企業は当該複数の業務を実施することができる。

ただし、建設企業並びに建設企業と資本面若しくは人事面において関連がある者は、工事監理企業を兼務することはできない。

(注)「資本面において関連がある者」とは、当該企業の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、またはその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者をいい、「人事面において関連がある者」とは、当該企業の代表権を有する役員を兼ねている者をいう。(以下同様とする。)

キ 参加表明書の提出以降、応募者を構成する企業の変更は原則として認めない。ただし、県が変更を承認した場合は、この限りではない。

ク 応募者を構成する全ての企業は、同時に他の応募者の総括企業及び構成企業となることはできない。

② 応募者等の参加資格要件

応募者等は、次の参加資格要件を満たすものとする。

ア 共通事項

応募者等は、本事業を円滑に遂行でき、安定的かつ健全な財務能力を有している者とする。また、応募者等は以下の事項を満たすこと。

- a. 総括企業及び全ての構成企業は、最新の徳島県建設工事一般競争入札参加資格業者名簿に登録されている者であること。ただし、本事業に応募する者が指定業者に登録していない場合、参加表明書及び参加資格審査申請書類の提出日までに、入札参加資格登録手続きを完了させること。
- b. 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- c. 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されていないこと。
- d. 徳島県建設工事入札参加資格停止措置要綱(平成14年4月18日建設第73号)に基づく入札参加資格停止の措置の対象となっていないこと。
- e. 徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止又は指名回避の措置を受けていないこと。
- f. 徳島県暴力団排除措置要綱に基づき暴力団関係者であるとの認定を受け、契約排除措置を受けていないこと。
- g. 建設業法(昭和24年法律第100号)第28条第3項又は第5項の規定による営業停止命令を受けていないこと。
- h. 建築士法(昭和25年法律第202号)第26条第2項の規定による事務所閉鎖命令を受けていないこと。

いないこと。

- i. 最近1年間において法人税、法人事業税、法人県民税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- j. 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続き開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立て、または破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続き開始の申立てがなされていないこと。ただし、会社更生法に基づく更正手続きまたは民事再生法に基づく再生手続きの開始申立てによる手続き開始決定日以降に県の入札参加資格に係る再審査を受けており、再生計画の認可が決定した者または再生計画の認可の決定が確定した者については、この申立てがなされていない者とみなす。
- k. 清算中の株式会社である事業者について、会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算の開始の命令を受けていないこと。
- l. 手形または小切手の不渡り等により銀行取引が停止されていないこと。
- m. 本事業の導入可能性調査業務及びアドバイザー業務に関与した者、並びにこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がないこと。

なお、本事業の導入可能性調査及びアドバイザー業務に関与した者は以下のとおりである。

- ・導入可能性調査業務に関与した者
八千代エンジニアリング株式会社
- ・アドバイザー業務に関与した者
八千代エンジニアリング株式会社
アンダーソン・毛利・友常 法律事務所 外国法共同事業

- n. 選定委員（(5)で示す選定委員会の委員）の所属する企業ではないこと及びその企業と資本面若しくは人事面において関係がないこと。

イ 設計業務を行う企業は、以下の要件を満たしていること。

- a. 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。複数の者が設計企業として参加する場合は、設計企業として参加する全ての構成員が一級建築士事務所の登録を受けていること。
- b. 最新の徳島県建設工事一般競争入札参加資格業者名簿（測量・建設コンサルタント等業者）において、希望業務内容が「建築一般」で登載されている者であること。
- c. 平成28年4月1日から参加資格確認基準日までの間に完了した業務において、1棟の延べ面積が3,000㎡以上の庁舎または事務所の実施設計業務を元請として履行した実績を有すること。なお、複数の企業が分担して業務を行う場合にあつては、設計業務を担う主たる者1者以上が当該要件を満たしていること。

ウ 建設業務を行う企業は、以下の要件を満たしていること。

- a. 担当する建設業務に係る建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定に基づく特定建設業の許可を受けていること。
- b. 最新の徳島県建設工事一般競争入札参加資格業者名簿（建設業者）において、建設工事の

種類が「建築一式工事」であり、建設業法第27条の23第1項に規定する経営事項審査の建築一式工事の総合評点が、880点以上の者であること。なお、建設企業として個別共同企業体を組成する場合は全ての構成員が、建設業務を複数企業で行う場合は全ての者が、当該要件を満たすこと。

- c. 平成28年4月1日から参加資格確認基準日までの間に完了した工事において、1棟の延べ面積が3,000㎡以上の庁舎または事務所の建築工事（新築に限る）を元請として施工した実績を有すること。ただし、共同企業体としての施工実績の場合は、代表者として施工した実績を有する者であること。なお、建設企業として個別共同企業体を組成する場合や建設業務を複数企業で行う場合にあっては、主たる者1者が当該要件を満たしていること。

エ 工事監理業務を行う企業は、以下の要件を満たしていること。

- a. 工事監理業務のうち、「建築工事の工事監理」を担当する場合は、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項及び第3項の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
- b. 最新の徳島県建設工事一般競争入札参加資格業者名簿（測量・建設コンサルタント等業者）において、希望業種内容が「建築一般」で掲載されている者であること。
- c. 平成28年4月1日から参加資格確認基準日までの間に完了した業務において、1棟の延べ面積が3,000㎡以上の庁舎または事務所の工事監理業務を元請として履行した実績を有すること。なお、複数の企業が分担して業務を行う場合にあっては、工事監理業務を担う主たる者1者以上が当該要件を満たしていること。

オ 解体業務を行う企業は、以下の要件を満たしていること。

- a. 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定に基づく特定建設業の許可を受けていること。
- b. 最新の徳島県建設工事一般競争入札参加資格業者名簿（建設業者）において、建設工事の種類が「解体工事」で掲載されている者であること。
- c. 平成28年4月1日から参加資格確認基準日までの間に完了した業務において、1棟の延べ面積が1,000㎡以上の建物の解体業務を元請として履行した実績を有すること。なお、複数の企業が分担して業務を行う場合にあっては、解体業務を担う主たる者1者以上が当該要件を満たしていること。

(4) 参加資格確認基準日

参加資格確認基準日は、令和8年8月を予定する。具体的な時期や選定委員については、入札説明書において公表する。

(5) 審査及び選定に関する事項

① 審査に関する基本的な考え方

- a. 審査は、学識者等で構成する阿波吉野川警察署庁舎等整備事業に係る事業者選定委員会（以下、「委員会」という。）にて行うものとし、委員会の委員及び委員会で定める事業者選定基準は入札説明書と併せて公表する。
- b. 委員会において、入札価格並びに施設整備計画等の面から総合的に審査を行い、優先交渉権者を選定する。
- c. 優先交渉権者を選定するまでの間に、応募者の構成員が参加資格要件を欠くような事態が

生じた場合には選定しない。

② 審査手順に関する事項

審査は、以下の手順により行うこととする。

ア 資格審査

応募者の備えるべき参加資格要件について審査する。

イ 提案審査

入札説明書と併せて公表する事業者選定基準に基づき、入札価格並びに施設整備計画等を総合的に審査する。

③ 落札者の決定

県は、委員会における選定結果を基に、落札者を決定する。

ただし、落札者の構成員が設計・施工一括契約締結前に地方自治法施行令第167条の4若しくは第167条の11の規定に基づく入札参加資格の制限、または競争入札参加資格者指名停止事務処理要領等に基づく指名停止を受けた場合には、県は落札者と設計・施工一括契約を締結しないことができる。

④ 落札者を選定しない場合

募集において、応募者がいない、またはいずれの応募者も入札価格が予定価格を超過する等の理由により、本事業を実施することが妥当でないと判断された場合には、落札者を選定せず、取り消すこととする。

⑤ 審査結果及び評価の公表方法

審査結果及び評価は、県警ホームページを通じて公表する。

(6) 提案書の取扱い

① 著作権

応募者が提出した提案書の著作権は、応募者に帰属する。

ただし、本事業において、公表及びその他県が必要と認める時には、県は落札者の確認を得た上で、落札者の提案書の全部または一部を無償で使用できるものとする。

また、契約に至らなかった応募者の提案については、本事業の客観的評価の公表以外に使用しない。なお、本提案書は返却しない。

② 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法等を使用した結果生じた責任は、原則として提案を行った応募者が負う。

第3 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

1. 予測される責任及びリスクの分類と官民間での分担

(1) 責任分担の考え方

本事業における責任分担の考え方は、適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指すものであり、事業者が担当する業務については、事業者が責任をもって遂行し、業務に伴い発生するリスクについては、原則として事業者が負うものとする。ただし、県が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、県が責任を負うものとする。

(2) 予測されるリスクと責任分担

県と事業者の責任分担は、原則として「別紙 リスク分担案」によることとし、事業者からの質問・意見の結果を踏まえ、必要な事項については入札説明書の公表時にあわせて公表する設計・施工一括契約書（案）において明らかにする。

2. 提供されるサービス水準

本事業において実施する業務の要求性能及びサービス水準については、要求水準書（案）に提示する。

3. 事業者の責任の履行に関する事項

落札者となり県と本事業の設計施工一括契約を締結した事業者（以下、「事業者」という。）は、入札説明書と併せて公表する設計・施工一括契約書（案）に基づき作成された設計・施工一括契約書に従い、誠意をもって責任を履行する。

なお、設計・施工一括契約締結に当たっては、契約の履行を確保するため、契約保証金等の方法による設計・施工一括契約の保証を行うことを想定している。

4. 県による事業の実施状況の監視

(1) モニタリングの実施

県は、事業者が定められた業務を確実に遂行し、要求水準書に規定した要求水準を達成しているか否かを確認すべく、事業の実施状況についてモニタリングを実施する。

(2) モニタリングの時期

① 基本設計・実施設計時

県は、事業者によって行われた設計が県の要求した性能に適合するものであるか否かについて確認を行う。

② 工事施工時

事業者は、建築基準法に規定される工事監理者を設置し、工事監理を行い、定期的に県から工事施工、工事監理の状況の確認を受ける。また、県が要請したときは、工事施工の事前説明及び事後報告、工事現場での施工状況の確認を行う。

③ 工事施工完了時

事業者は、施工記録を用意して、現場で県の確認を受ける。

(3) モニタリングの方法

モニタリングの具体的な方法については、入札説明書において公表する。

(4) モニタリングの結果等

モニタリングの結果、契約書で定められた要求水準が達成されていない場合は、業務の対価の支払いの延期や支払減額、改善勧告、契約解除等の対象となる。詳細は、設計・施工一括契約に定める。

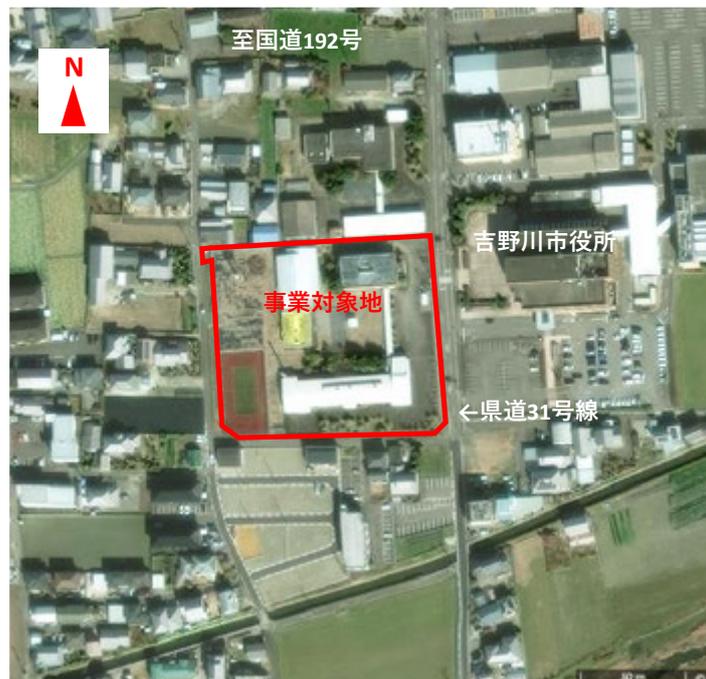
第4 本施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

1. 立地に関する事項

事業対象地の立地条件は以下のとおりである。

表3 事業対象地の立地条件

施設名称	阿波吉野川警察署
住所	徳島県吉野川市鴨島町鴨島 88-1 旧農業研究所鴨島分場
都市計画区域	都市計画区域内
区域区分	市街化区域
用途地域	第一種住居地域
誘導区域等	都市機能誘導区域／居住誘導区域
敷地面積	9,675.71 m ² ※なお、事業対象地西側に隣接する民有地(約42 m ²)を購入する予定がある。
容積率／建蔽率	200%/60%
電話線	南・東・西面道路：架空線あり
ガス管	都市ガス供給エリア外
上下水道	上水道：南面道路(管径150φ)、東面道路(管径350φ) 西面道路(管径75φ) 下水道：南・東・西面道路(管径250φ)
その他	河川洪水浸水想定 吉野川 想定最大規模：3.0m～5.0m 飯尾川 想定最大規模：0.5m～3.0m ・事業対象地の近隣に取水場があるため、工事による地下水への影響に留意が必要。



出典：Copyright©NTTインフラネット株式会社 All Rights Reserved., DigitalGlobe Inc.

図1 事業対象地の位置図

2. 施設計画の考え方

施設内容、規模、配置等は、要求水準書（案）を参照すること。

第5 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

本事業の継続が困難となった場合には、次の措置をとることとする。

1. 事業者の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合

- (1) 事業者の提供するサービスが、設計・施工一括契約で定める事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行が生じた場合、県は事業者に対して改善勧告を行い、一定期間内に改善策の提出・実施を求めることができる。事業者が当該期間内に改善をすることができなかつた場合、県は設計・施工一括契約を解除することができる。
- (2) 事業者が倒産し、または財務状況が著しく悪化し、その結果、設計・施工一括契約に基づく本事業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合、県は設計・施工一括契約を解除することができる。
- (3) (1)または(2)の規定により県が設計・施工一括契約を解除した場合、事業者は、県に生じた損害を賠償しなければならない。

2. 県の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合

- (1) 設計・施工一括契約で定める県の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により本事業の継続が困難となった場合、事業者は設計・施工一括契約を解除することができるものとする。
- (2) (1)の規定により事業者が設計・施工一括契約を解除した場合、県は、事業者に生じた損害を賠償するものとする。

3. いずれの契約当事者の責めにも帰すことのできない事由により本事業の継続が困難となった場合

不可抗力事由、その他、県または事業者のいずれの責めに帰すことのできない事由により本事業の継続が困難となった場合、県及び事業者双方は、本事業の継続の可否について協議する。

一定の期間内に協議が整わないときは、それぞれの相手方に事前に書面でその旨の通知をすることにより、県及び事業者は、設計・施工一括契約を解除することができる。

4. その他

その他本事業の継続が困難となった場合の措置の詳細は、設計・施工一括契約に定める。

第6 その他事業の実施に関し必要な事項

1. 議会の議決

本事業に当たり、その予算措置として、債務負担行為の設定に関する議案を、令和8年2月定例会で議決をしている。

設計・施工一括契約締結に関しては、令和9年2月定例会に議案を提出する予定である。

2. 使用言語及び通貨

使用する言語は日本語、通貨は円に限る。

3. 情報提供

情報提供は、適宜、県警ホームページを通じて行う。

4. 応募に伴う費用負担

応募に係る費用については、すべて応募者の負担とする。

5. 問合せ先

徳島県警察本部 警務部 会計課

〒770-8510 徳島県徳島市万代町2丁目5-1

電話：088-622-3101（内線2291）（内線2292）

E-mail：f-kikaku@police.pref.tokushima.jp

別紙 リスク分担案

リスクの種類	リスクの内容	損失の例	リスク分担案 ○：主 △：従		
			県	事業者	リスク分担の考え方
公募資料リスク	事業者公募資料の誤りまたは変更によるもの	・ 公募資料の誤りによる計画変更に係わる費用負担の増減	○		公募資料に係わるリスクは県負担。
法令等の変更リスク	法令(税制含む。)の変更によるもの	・ 法律・制度等の変更に伴う事業者の費用負担増減 ・ 消費税の改正による事業者の税負担の増減	○		法律・消費税制改正による事業者の費用負担増加については、県がリスクを負担する。
許認可取得リスク	本事業遂行のための許認可の取得に関するもの	・ 建築確認、消防、その他事業に必要な許認可が下りないことによる費用負担	△	○	建築確認、消防等の認可申請は事業者の負担で行うが、県はこれに伴う協力を行う。
本事業の中止・延期に関するリスク	県の責めに帰すべき事由によるもの(県の債務不履行、議会の不承認によるもの等)	・ 事業者の損失(損害賠償を含む。)	○		県の責めに帰すべき事由の場合は県がリスク負担。
	事業者の責めに帰すべき事由によるもの(事業者の事業放棄、破たんによるもの等)	・ 事業者のプロジェクト完工遅延、債務不履行等により県が被った損失(損害賠償を含む)		○	事業者の責めに帰すべき事由の場合は事業者がリスク負担。
不可抗力リスク	天災・暴動等不可抗力によるもの	・ 天災等による施設の破損等	○	△	主として県が負担するが、事業者も一定の負担をする。
環境問題リスク	環境保全に関するもの	・ 有害物質の排出、漏洩等	△	○	県が行う業務に起因するものは県、事業者が行う業務に起因する業務は事業者が負担する。
資金調達リスク	事業者が行う必要がある資金の確保に関するもの(出資、借入等)	・ 契約後の資金調達条件の変更に伴う費用		○	事業者が実施すべき資金調達は、事業者の負担。
	補助金等、県が調達すべき資金の確保に関するもの	・ 補助金額の変更や支払遅延による、民間借り入れ金利の増加費用	○		県が実施すべき資金調達の不備等については県負担。
住民対応リスク	事業内容等、事業の実施そのもの及び県が行う調査等に関するもの	・ 本事業の実施や県が行う調査等に起因する住民の反対、訴訟等に伴う増加費用	○		本事業の実施や県が行う業務等に起因するものは県の負担。
	上記以外のもの(事業者が行う調査、整備に関するもの)	・ 事業者が行う調査、整備に起因する住民の反対、訴訟等に伴う費用増加		○	事業者が行う業務に起因するものは事業者の負担。
用地リスク	事業用地の確保に関するもの	・ 事業用地確保の遅延、未確保	○		事業用地確保に係わるリスクは県負担。

リスクの種類	リスクの内容	損失の例	リスク分担案 ○：主 △：従		
			県	事業者	
			リスク分担の考え方		
	事業用地以外に必要な用地の確保に関するもの	・建設に要する資材置き場等の確保の遅延、未確保		○	事業用地以外の用地確保に係わるリスクは事業者負担。
設計変更リスク	県の提示条件・指示の不備、変更によるもの	・建設中の県による設計変更指示等による事業者の費用負担	○		県の指示、提示条件の不備等については県負担。
	事業者の判断によるもの	・事業者の判断による設計変更に伴う費用負担		○	事業者の判断によるものは事業者負担。
測量調査リスク	県が実施した測量調査等の不備によるもの	・県が行う測量調査等の不備・誤り等による費用負担	○		県の不備によるものは県負担。
	事業者が実施した測量調査等の不備によるもの	・事業者が行う測量調査等の不備・誤り等による費用負担		○	事業者の不備によるものは事業者負担。
地質障害・文化財・土壌汚染リスク	ボーリング調査、文化財調査、土壌汚染調査等より、県が事前に把握し、情報公開しているもの	・県が事前に公表している情報に含まれる地質障害・文化財・土壌汚染等により必要となる費用負担		○	情報公開済みの事象によるものは事業者負担。
	上記以外に予見できないもの	・地質障害・文化財・土壌汚染等の発見により新たに必要となる費用負担	○		上記以外は県負担。
施工監理リスク	施工監理に関するもの	・事業者が行う施工監理のミスによる費用負担		○	事業者の施工監理ミスによるものは事業者負担。
性能リスク	要求仕様不適合(施工不良を含む。)によるもの	・完工検査における要求水準未達の場合の追加費用		○	要求水準未達の場合は事業者負担で施工のやり直し。
工事遅延リスク	県の責めに帰すべき事由によるもの	・県の責めに帰すべき事由による設計変更、工事計画変更等による完工遅延に伴う事業者の損失	○		県の指示等については県負担。
	事業者の責めに帰すべき事由によるもの	・事業者の責めに帰すべき事由による設計変更、工事計画変更等による完工遅延に伴う県の損失		○	事業者の判断によるものは事業者負担。
工事費増大リスク	県の責めに帰すべき事由によるもの	・県の責めに帰すべき事由による設計変更、工事計画変更等による工事費増加	○		県の指示等については県負担。
	事業者の責めに帰すべき事由によるもの	・事業者の責めに帰すべき事由による設計変更、工事計画変更等による工事費増加		○	事業者の判断によるものは事業者負担。
施設の損傷リスク	完工前の工事目的物や材料他、関連工事に関する損害	・完工前の施設損傷、その他公共施設に対する損傷		○	工事の責任は事業者が負担。

リスクの種類	リスクの内容	損失の例	リスク分担案 ○：主 △：従		リスク分担の考え方
			県	事業者	
第三者賠償リスク	県の責めに帰すべき事由による建設工事の施工における第三者への損害	・ 県の責めに帰すべき事由による建設工事の事故、第三者への損害	○		県の指示等に起因する場合は県負担。
	事業者の責めに帰すべき事由による建設工事の施工における第三者への損害	・ 事業者の責めに帰すべき事由による建設工事の事故、第三者への損害		○	上記以外は事業者負担。
物価変動リスク	インフレ・デフレ	・ 建設工事期間中の材料費、労務費等の増減	○	△	建設期間中のインフレ・デフレによる工事費増減については、原則、入札公告時を起点とし物価指数に基づき見直しを行う。